

昭和51年度において講じようとする
公害防止に関する主要施策

目 次

第1章 基本的施策	485
第1節 大阪府環境管理計画の推進	485
第2節 大阪府公害防止条例の改正等	485
第3節 土地利用の適正化に関する施策	485
1 工場の適正分散及び集団化の促進	485
2 土地利用における公害防止の配慮	486
3 土地利用調査の実施	486
第2章 公害防止の諸施策	487
第1節 大気汚染対策	487
1 法律・条例に基づく規制	487
2 大気清浄化計画の策定及びその推進	487
3 大気汚染現況調査等の実施	488
4 光化学スモッグ対策の推進	488
5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置	489
第2節 水質汚濁対策	489
1 法律・条例に基づく規制	489
2 水質汚濁負荷量削減計画の推進	489
3 水質汚濁の常時監視	490
4 下水道整備の実施	490
5 河川浄化事業の実施	490
6 河川の管理等	490
7 河川環境の整備	491
8 港湾環境の整備	491
第3節 騒音・振動対策	491
1 法律・条例に基づく規制	491
2 新幹線鉄道騒音対策	491

第4節	自動車公害対策	491
1	総合都市交通体系調査の実施	491
2	自動車排出ガス対策の推進	492
3	騒音調査の実施	492
第5節	航空機公害対策	492
1	大阪国際空港航空機公害対策の推進	492
2	大阪国際空港周辺整備機構に対する助成	493
3	大阪国際空港周辺土地利用計画等の策定	493
第6節	地盤沈下対策	493
1	法律・条例に基づく規制	493
2	地盤沈下状況の調査の実施	493
3	代替水の供給及び受水施設整備に対する助成	494
4	都市河川地盤沈下対策の実施	494
5	工業用水道の整備	494
第7節	廃棄物処理対策	494
1	産業廃棄物処理対策	494
2	一般廃棄物処理対策	495
第8節	農林・水産・畜産公害対策	495
1	農林・水産・畜産公害対策の実施	495
2	農業用水及び土壌汚染対策の実施	495
第9節	自然環境保全対策	496
1	法律・条例に基づく規制等	496
2	自然環境保全対策	496
第10節	環境保健対策	497
1	健康被害に関する調査研究の実施	497
2	保健所における公害関連業務の実施	497
3	公害健康被害補償法の施行等	498
第11節	公害防止のための助成	498
1	中小企業者に対する公害防止資金の融資	498

2	市町村の公害防止行政等に対する助成	499
3	中小企業における公害防止技術の研究に対する助成	499
第12節	公害防止技術の開発及び指導	499
1	公害防止技術の開発等	499
2	公害防止技術の相談・指導	500
3	公害防止技術者の養成	500
第13節	公害の監視・検査・分析・業務体制の拡充	500
第14節	その他の公害防止対策	500
1	公害に関する苦情・相談の処理	500
2	公害関係事犯取締りの推進	500
3	大阪府公害審査会の運営	501
4	公害モニター制度の運営	501
5	公害防止管理者等に係る業務の運営	501
6	環境計量証明事業及び環境計量士の登録事務の実施	501
7	公害防止に関する知識の普及	501
付録	昭和51年度公害関係当初予算（関連事業を含む。）一覧	502

第1章 基本的施策

第1節 大阪府環境管理計画の推進

昭和48年9月に策定した大阪府環境管理計画は、府の環境保全のための総合的、基本的な計画として、現在、府並びに府下市町村等が一体となって、その推進に努めているところであるが、同計画策定後における法令の改正等の情勢の変化に対応して所要の見直しを行うとともに、同計画に盛り込まれている各種事業を更に具体化してその円滑な推進を図る。

第2節 大阪府公害防止条例の改正等

公害発生源工場、事業場に対する監視、規制、指導については、大阪府公害防止条例(昭和46年大阪府条例第1号)及び同施行規則(昭和46年大阪府規則第55号)等に基づいて積極的に推進しているところであるが、今後のより効果的な公害行政の推進に資するため、現行条例の所要の改正を行う必要がある。このため、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の改正による総量規制の導入、その他関係法令の制定及び改正等の動向に配慮しながら大阪府公害対策審議会の答申(「大阪府公害防止条例改正の基本的方向について」昭和50年8月答申)の趣旨に沿って引き続き改正作業を進める。

第3節 土地利用の適正化に関する施策

1 工場の適正分散及び集団化の促進

公害を抜本的に解決するためには、土地利用の適正化を図る必要があるが、特に工場と住宅の混在により発生する公害を防止するため、引き続き工場の適正分散及び集団化を促進する。

(1) 公害防止事業団の資金を活用して共同公害防止施設、共同利用建物、工場

移転用地、共同福利施設等の建設事業を促進する。

- (2) 市町村又はその開発公社が公害防止のための工業団地造成用地を先行取得し、又は工場移転跡地を買い上げる場合、これらの事業に必要な資金を財団法人大阪府都市整備協会等を通じて当該市町村又はその開発公社へ貸し付ける。

2 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定に当たっては、公害防止の見地から最大限の配慮を行う。

3 土地利用調査の実施

府下各地域ごとの特性をは握し、都市発展の動向に適確に対応した合理的な都市計画を推進するため、本年度においても土地利用調査の継続と電子計算機処理システムの具体的な利用面の開発を進める。

第2章 公害防止の諸施策

第1節 大気汚染対策

1 法律・条例に基づく規制

大気汚染防止法及び大阪府公害防止条例並びに大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乘せ条例」という。）に基づき、硫黄酸化物、ばいじん、その他の汚染物質の排出規制について関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制は市町村長に委任されているので、関係市町村に対する指導の徹底を図り、工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

2 大気清浄化計画の策定及びその推進

大阪府環境管理計画に示された目標のうち、窒素酸化物を中心として、硫黄酸化物、ばいじん、炭化水素などの大気汚染物質に係る削減目標値を達成するため、引き続き大気清浄化計画に基づき、次のような対策を推進する。

- (1) 窒素酸化物対策として、大発生源工場を中心に窒素酸化物排出量の削減指導を行う。
- (2) 硫黄酸化物対策として、総量削減計画の策定を進める一方、使用燃料の低硫黄化を一層促進するため、工場、事業場に対し、燃料の改善指導を行う。
- (3) ばいじん対策として、工場、事業場に対し、集じん装置等の設置後の点検、指導を行う。
- (4) 炭化水素対策として、昭和50年度に実施した排出実態調査、排出成分分析実測調査をふまえて、炭化水素規制効果測定調査を実施するとともに、大阪府公害防止条例に基づき、防除装置の設置義務のある工場に対して、点検、

指導を強化する。

3 大気汚染現況調査等の実施

大気汚染の現況及び汚染物質の発生源の動向を経年的には握するため、引き続き次の諸調査を実施する。

- (1) 地域別硫酸化物汚染状況調査（本年度の測定点は283地点、うち大阪市内85地点、堺市内19地点及び高石市内3地点は各市が実施）
- (2) 地域別降下ばいじん汚染状況調査（本年度の測定点は100地点）
- (3) 浮遊粉じん環境調査（本年度の測定点は、浮遊粉じんについては9地点、うち大阪市内の2地点は大阪市が実施、浮遊粒子状物質については6地点）
- (4) 燃料使用状況調査（本年度の調査対象工場、事業場は約2,500、うち大阪市内分は大阪市が分担して実施）

4 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因を究明する等のため、昨年度に引き続き次のように諸調査を実施するとともに、緊急時の対策を推進する。

- (1) 光化学スモッグの発生源を調査するため、工場、事業場の炭化水素排出実態や排出ガス中における大気汚染物質の濃度等の調査を実施する。
- (2) 光化学スモッグの発生を予測してその防止対策に資するため、常時監視による測定データ及び自動車排出ガス基礎調査のデータを利用して発生機構の解明に努めるとともに、緊急時における発生源対策の必要な地域及びその対策の方法を明らかにする。また、紫外線照射装置を積載した移動測定車により、各種の汚染物質の測定を行い、光化学スモッグ発生機構の多面的な解明を図る。

なお、光化学スモッグの原因物質及び発生機構を究明するため、工場等の排出ガス中における大気汚染物質の排出状況調査を引き続き実施する。

- (3) オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策として、関係工場に対し、ばい煙排出量の削減措置等を要請、勧告するとともに立入検査を実施し、必要に応じ、緊急の調査班を現地に派遣して調査を実施する。

- (4) 炭化水素系有害物質排出施設に対し、光化学スモッグ対策としての有効な設備基準、原料基準等の設定とそれに伴う必要な措置の検討を進める。

5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置

大気の汚染状況の常時監視体制を整備充実するとともに、緊急時における情報の伝達を速やかに行うなど適切な措置を実施する。

(参考)

大気汚染測定網の整備状況

(昭和50年4月1日現在)

区 分	局 数	左のうち府公害監視センターとテレメータで直結している局数
オキシダント測定局	97局	37局
窒素酸化物測定局	93	35
一酸化炭素測定局	68	26
硫黄酸化物測定局	119	41
浮遊粉じん測定局	112	42

(注) 府公害監視センターとテレメータで直結している局数には大気汚染観測車を含む。

第2節 水質汚濁対策

1 法律・条例に基づく規制

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和48年法律第110号）、大阪府公害防止条例及び上乘せ条例に基づき、関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

2 水質汚濁負荷量削減計画の推進

大阪府環境管理計画及び瀬戸内海環境保全臨時措置法に基づく汚濁負荷量削減目標を達成するため、引き続き次のような対策を推進する。

- (1) 本年度は、瀬戸内海環境保全臨時措置法に基づく産業排水に係る化学的酸素要求量（COD）で表示する汚濁負荷量の削減目標の最終年次に当たるので、該当工場、事業場に対する指導を強化し、その目標の達成を図る。

- (2) 生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）に係る汚濁負荷量の現状を把握し、今後の削減計画策定の基礎資料とするため、河川流域別汚濁発生源基本調査を実施する。
- (3) 窒素、リンに係る汚濁負荷量削減目標の達成を図るため、昨年度までに実施した調査の結果を基礎にして、その具体策について検討を進める。

3 水質汚濁の常時監視

府下の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、測定基準点を設け、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に水質の測定、監視を行う。

4 下水道整備の実施

公共用水域の水質を保全するとともに、生活環境を改善するため、引き続いて寝屋川北部、寝屋川南部、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、大和川下流及び南大阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。

また、市町村が実施する公共下水道事業及び特定公共下水道事業に対し補助を行い、下水道整備を促進する。

5 河川浄化事業の実施

河川の汚濁を防止するため、都市河川浄化事業として、従前から汚濁の著しい河川を対象に汚泥のしゅんせつを行ってきたが、本年度も引き続き神崎川、堂島川で実施するとともに、東横堀川で浄化水門の建設を行う。

6 河川の管理等

河川敷内への廃棄物の不法投棄を防止するため、従来から実施している河川パトロールに加えて、昭和49年度から制度化した河川管理協力員制度を効果的に活用するとともに防護柵の設置を推進する。また、河川へ流出した工場廃油処理のためのオイルフェンスを土木事務所及び工管所に常備する。

なお、府民の河川愛護精神及び公德心の高揚を図るため、河川愛護月間を設

けて啓蒙活動を行う。

7 河川環境の整備

河川敷内に堆積するじんかい及び水面に浮遊するじんかいの清掃並びに雑草の刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

8 港湾環境の整備

府営港湾の環境整備を図るため、港内に発生した廃油及びじんかいの処理を行うとともに、昨年度に引き続き大量流出油事故対策としてオイルフェンスを定置する。

第3節 騒音・振動対策

1 法律・条例に基づく規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び大阪府公害防止条例に基づく騒音・振動に係る規制は、そのほとんどが市町村に委任されているので、関係市町村に対する指導を強化して、関係工場、事業場等に対する規制、指導を強力に実施する。

2 新幹線鉄道騒音対策

新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年環境庁告示第46号）の地域指定を早期に行うとともに、関係機関を通じて環境基準の早期達成に努める。

第4節 自動車公害対策

1 総合都市交通体系調査の実施

(1) 都市モノレール調査の実施

環状輸送機関の導入により、府下の交通体系と周辺地域の整備を図るとともに自動車交通からの転換を促進するため、昨年度に引き続き、環状モノレ

ール計画の事業化の調査を実施する。

(2) 物資流動調査結果の分析、検討

昨年度実施した物資流動等の実態調査について分析するとともに将来予測のための検討を行い、流通施設の合理的な配置計画の策定と関連づけながら、環境と調和のとれた交通施設計画作成の基礎資料とする。

2 自動車排出ガス対策の推進

(1) 国における自動車排出ガス減少対策として、一連の規制強化が図られてきたが、その実効を期するため、引き続き関係機関を通じて、自動車の使用者等に対し規制内容の周知徹底を図るとともに、光化学スモッグ発生の防止対策として自動車運行の自粛についての啓発、街頭における自動車排出ガスの検査体制を強化する。

(2) 排出ガス、騒音、振動等の自動車公害を防止し、特に大阪府環境管理計画に示されている窒素酸化物の削減目標を達成するため、道路周辺の汚染状況及び自動車の走行状況と自動車排出ガスの車種別の排出特性の調査を行う等自動車走行総量を抑制する方策を検討し、逐次実施する。

また、国に対しては、発生源対策の強化と併せて全体交通量削減対策の樹立を強く要請する。

3 騒音調査の実施

大阪府環境管理計画の騒音に係る環境目標値を達成するための資料を得るため、府下の5地域において自動車騒音の分布調査を実施するとともに、昭和46年度から行ってきた自動車騒音調査結果をまとめ、騒音防止策の指針についての検討を行う。

第5節 航空機公害対策

1 大阪国際空港航空機公害対策の推進

大阪国際空港周辺の航空機公害対策として、引き続き次の措置を講じる。

- (1) 航空機騒音の常時測定のほか、必要に応じて航空機公害の実態調査を実施する。
- (2) 関係市が設置する学習、集会等のための共同利用施設（公民館を含む。）に対し、国と同様、その建設費を補助する。
- (3) 航空機騒音防止対策として、昭和49年度から実施している府立柴島高等学校の騒音防止工事を引き続き実施するとともに、市町村が行う学校等の公害防止工事に対しても、その負担を軽減するため、市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。
- (4) 国の制度による移転補償を受けて住宅等の移転を行う者が移転に要する資金を融資機関から借り入れた場合には、融資額300万円を限度として、年3.65%以内の利子を補給する。
- (5) 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。

2 大阪国際空港周辺整備機構に対する助成

大阪国際空港周辺整備機構が実施する事業に対し、国とともに次の助成を行う。

- (1) 民家防音工事に対する補助
- (2) 再開発整備、代替地造成等の事業に対する補助及び資金の貸付け

3 大阪国際空港周辺土地利用計画等の策定

大阪国際空港周辺整備計画に基づく土地利用等の基本的方向を定める。

第6節 地盤沈下対策

1 法律・条例に基づく規制

工業用水法（昭和31年法律第146号）及び大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取規制を行うため、規制地域内の関係工場、事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

2 地盤沈下状況の調査の実施

- (1) 府下の地盤沈下の状況をは握するため、昨年度に引き続き水準測量調査（観測点 439 点）を実施するとともに、観測井戸により地下水位及び地盤沈下の状況を観測する。
- (2) 局所的な地盤沈下が著しい泉州地域について、地盤沈下を起こさない地下水の採取量（安全採取量）の検討を行うため、昨年度に引き続き必要なボーリング調査を実施する。

3 代替水の供給及び受水施設整備に対する助成

東大阪地域の上水道用地下水のくみ上げ抑制については、関係市（東大阪市、八尾市、大東市及び四条畷市）に対し、代替水を供給するため、昨年度に引き続き府営水道受水施設整備事業について補助を行う。

4 都市河川地盤沈下対策の実施

平野川分水路の下流端に排水機場を設けて内水の水位低下を図り、地盤沈下地域の排水を良くするため、排水機場の用地の確保を図る。

5 工業用水道の整備

泉州地域の地盤沈下対策として、地下水の代替水を確保するため、本年度から第 5 次工業用水道建設事業として、新たに 4 カ年計画で工業用水道の整備を図る。

第 7 節 廃棄物処理対策

1 産業廃棄物処理対策

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び昭和 49 年 7 月に策定した大阪府産業廃棄物処理計画に基づき、次のような対策を推進する。

- (1) 広域的な立場から産業廃棄物の最終処分地を確保するため、堺第 7 - 3 区（約 280 万㎡）において、引き続き海面埋立処分施設（えん堤）整備事業を実施する。

- (2) 堺第7-3区における産業廃棄物の広域処理対策事業は、財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として府域から排出される土砂、がれき及びこれらに類する廃棄物で直接埋立処分可能なものの埋立処分事業を引き続き実施する。
- (3) 産業廃棄物の適正な処理を図るため、事業者責任を基本とする関係法令の趣旨に沿って、排出事業者に対し、適正な処理が行われるよう指導を徹底するとともに、産業廃棄物処理業者についても指導、監視を強化する。

2 一般廃棄物処理対策

一般廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るため、市町村が行う廃棄物処理施設の整備及び公害防止装置（洗浄集じん装置）の設置に対し助成措置を講じるとともに、公害防止装置から排出される塩の処理費用に対して新たに助成を行う。

第8節 農林・水産・畜産公害対策

1 農林・水産・畜産公害対策の実施

農林、水産及び畜産業関係の公害対策として、昨年度に引き続き、次のような事業及び調査研究を行う。

- (1) 大気汚染による農作物等の影響に関する調査研究
- (2) 残留農薬に関する調査研究
- (3) 漁場及び漁港水域における清掃事業の実施
- (4) 漁場環境等に関する調査研究
- (5) 漁場環境の常時監視
- (6) 畜産経営環境保全対策事業の実施
- (7) 家畜ふん尿の処理技術に関する調査研究

2 農業用水及び土壌汚染対策の実施

都市排水の増加により、農作物被害が増加している区域の水源転換用排分離

水路の新設、改良を行うため、水質障害対策事業を推進する。

また、農林技術センターにおいて、引き続き重金属による土壌及び農作物の汚染の実態調査を実施する。

第9節 自然環境保全対策

1 法律・条例に基づく規制等

自然公園法（昭和32年法律第161号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）に基づき自然環境の保全を図るため、規制地域内で建設行為等を行う者に対する規制、指導を行う。

また、同条例に基づき、自然環境の保全と回復の状況をは握し、必要な指導に当たる自然環境保全指導員制度を強化する。

2 自然環境保全対策

失なわれていく自然と緑の生活環境を守り、積極的に自然の回復に努めるため、次の諸施策を実施する。

- (1) 府政百年記念事業として、引き続き「府民の森」の造成を行い、本年度も北部林苑を重点的に整備する。
- (2) 緑化樹等の養成を行い、公共施設等に無償配付する。
- (3) 森林資源の造成と緑地の保全を図るため、民有地に分取契約による地上権を設定し、造林事業を実施するとともに、契約期限の到来する森林について、引き続き緑を確保するため、逐次、借地制度に切り換え、森林の保全を図る。
- (4) 土壌養分に乏しい不良成育林地を改良し、森林造成を行うほか、保安林整備計画により指定された水源かん養保安林を造成する。
- (5) 金剛山伏見地区、室池集団施設地区等、自然公園の施設整備を行い、秩序ある利用の推進を図るとともに、明治の森・箕面、金剛生駒固定公園、東海自然歩道等、自然公園の管理事業を実施する。
- (6) 職場、家庭等の生活環境にうおいを取りもどすため、引き続き花と緑の

運動を推進する。

- (7) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）に基づき、野生鳥獣の保護、繁殖を図り、適正な狩猟を行うことにより自然環境保全に努める。
- (8) 水産資源の維持培養を図るため、高級魚介類の稚魚生産技術の開発研究、淡水魚の品種改良、養魚技術の開発研究等を行うとともに、稚魚の放流を実施する。

第10節 環境保健対策

1 健康被害に関する調査研究の実施

環境汚染による健康への影響について、大阪府公害健康調査専門委員会議の助言を得て、次の調査研究を行う。

- (1) 大気汚染が進行している地域及び今後進行が予想される地域の40歳以上の住民を対象に呼吸器系疾患を中心とした医学的調査を引き続き実施するとともに、複合大気汚染が健康に及ぼす影響について、動物実験並びに疫学的、臨床医学的調査を行い、府下における複合大気汚染の健康被害に関する指標を得るため研究を実施する。
- (2) 工場等から排出される汚染物質による局地的な環境汚染問題について、工場等周辺住民の健康調査を実施する。
- (3) 光化学スモッグの健康被害に関する疫学的、臨床医学的調査を実施するほか、必要に応じて被害発生時に現地調査を行う。
- (4) 食品、母乳、医薬品、上水道水源等について、P C B等の微量有害物質による汚染分布状況調査を実施するとともに、人体への影響について研究を行う。
- (5) 環境汚染による健康被害の予防及び治療並びに調査研究体制の組織一元化を図るため、昨年度に引き続き調査、検討を進める。

2 保健所における公害関連業務の実施

公衆衛生の立場から、公害に係る苦情相談、地域の特性に応じた環境汚染に

よる人体影響に関連する各種の調査、衛生教育等を実施する。

3 公害健康被害補償法の施行等

- (1) 公害健康被害者の公正、迅速な保護を図ることを目的とする公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）に基づき、大阪市、豊中市南部、堺市西部及び吹田市南部がその適用地域に指定されているが、本年度は、昨年度に引き続き、これらの地域に隣接する地域についても関係市との関係のもとに適用地域の指定の拡大について国に対し働きかける。
- (2) 補償対象の指定疾病患者が死去した場合、関係市とともにその遺族に対し見舞金を支給する。

第11節 公害防止のための助成

1 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- (1) 中小企業における公害防止施設の設置、改善又は工場移転等を促進するため、引き続き中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。

融資目標額 24億5千万円

融資限度額 原則として2,000万円

ただし、無担保融資400万円

融資期間 7年以内

- (2) 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業に対し、中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）による中小企業高度化資金を積極的に活用して資金貸付けを行う。
- (3) 中小企業設備近代化資金貸付けのうち、公害防止設備に係る貸付けについては、一定期間いつでも申込みができるよう便宜を図るほか、優先的に貸付けを行う。
- (4) 中小企業合理化機械月賦販売制度については、今後更にあっせんする機種等の指定を拡大する。

2 市町村の公害防止行政等に対する助成

(1) 公害観測車等の整備に対する補助

公害観測車等の未整備の市町村が新たに公害観測車、公害監視パトロール車及び各種測定機器を整備する場合には、その購入に必要な経費の $\frac{1}{2}$ 以内を補助する。

(2) 公害検査分析機器の整備に対する補助

大阪府公害防止条例に基づき大気汚染、水質汚濁に係る規制権限を委任した市に対し、ガスクロマトグラフィ質量分析及び原子吸光度計の整備に必要な経費の $\frac{1}{2}$ 以内の額を補助する。

(3) 公害防止事務費交付金の交付

大阪府公害防止条例に基づき事務委任をした市町村に対し、引き続き交付金を交付する。

(4) 水銀等被害中小企業緊急融資利子補給事業に対する補助

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和48年法律第100号）に基づき、市町村が被害漁業者等に対して行う金融措置について利子補給を行う。

3 中小企業における公害防止技術の研究に対する助成

中小企業の実情に即した公害防止対策を推進するため、中小企業が組合単位で行う研究事業及び財団法人関西産業公害防止センターが行う公害防止技術の研究事業に対し、引き続き助成措置を講じる。

第12節 公害防止技術の開発及び指導

1 公害防止技術の開発等

本年度は次のテーマを選び研究開発を行う。

- (1) イオン表面処理法の実用化に関する研究
- (2) 中小メッキ工業用クローズド・システムのためのユニット・プロセスの開発及びスラッジの再資源化技術の開発

- (3) 繊維及び繊維製品による吸音材・遮音材の開発
- (4) 節水型洗浄技術の開発
- (5) 放射線利用による環境汚染に関する研究
- (6) 界面活性剤含有廃水の処理に関する研究（泡沫分離の吸着法による界面活性剤の除去）
- (7) 工場排気中の有機溶剤及び悪臭成分の除去に関する研究

2 公害防止技術の相談・指導

府立工業技術研究所の公害防止相談室において、公害防止技術についての相談・指導等を行うほか、公害発生のおそれがある企業又は公害防止の技術指導を必要とする企業に対し、巡回技術指導を実施する。

3 公害防止技術者の養成

中小企業における公害防止体制の強化を図るため、各種の技術者研修を実施する。

第13節 公害の監視・検査・分析業務体制の拡充

公害試料の分析機能の充実を図るため、本年度も検査分析機器を増強し、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動の検査、分析業務を積極的に推進する。

第14節 その他の公害防止対策

1 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情・相談については、公害室各課、府の各保健所、府警察本部公害課及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な関係を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

2 公害関係事犯取締りの推進

府民の日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる公害関係事犯を対象に重点的な取締りを推進する。

3 大阪府公害審査会の運営

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づいて大阪府公害審査会を設け、その処理に努めているが、本年度は継続中の調停等の事案の進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合には、その事案の早期処理に努める。

4 公害モニター制度の運営

府公害モニター制度を次のように運営する。

- (1) 公害モニター担当地区の公害発生状況等に関し、報告及び意見を求める。
- (2) 研修会等を実施して公害に関する情報を提供することにより、モニター活動の円滑化を図る。

5 公害防止管理者等に係る業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき公害防止管理者等の選任が義務づけられている特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

6 環境計量証明事業及び環境計量士の登録事務の実施

計量法（昭和26年法律第207号）の規定に基づき、環境計量証明事業及び環境計量士の登録等の事務を行う。

7 公害防止に関する知識の普及

府民及び事業者に対し、公害に関する知識の普及を図るため、府公害防止条例集の配布、公害白書の刊行及び公害防止に関する啓発パンフレットの発行、環境月間の設定に伴う諸行事の実施、大阪国際見本市'76における公害防止に関するパネル展示等の措置を講ずる。

付 録 昭和51年度公害関係当初予算(関連事業を含む。)一覧

(1) 公害関係予算(部別)

(単位 千円)

部 名	51 年 度	50 年 度	増 減
企 画 部	14,610	20,523	△5,913
生 活 環 境 部	7,826,767	12,799,028	△4,972,261
衛 生 部	328,766	412,513	△83,747
商 工 部	703,745	1,335,518	△631,773
農 林 部	1,073,408	2,151,046	△1,077,638
土 木 部	24,835,384	22,986,955	1,848,429
建 築 部	67,200	74,884	△7,684
水 道 部	3,202,008	4,115,756	△913,748
公 安 委 員 会	985,109	1,521,196	△536,087
教 育 委 員 会	213,848	202,390	11,458
合 計	39,250,845	45,619,809	△6,368,964

(2) 公害関係予算(種目別)

(単位 千円)

区分	事業名	51年度	50年度	増減	摘要
大 気 汚 染 対 策	大気清浄化計画 実施費	6,656	18,412	△11,756	大気汚染物質削減計画実施 費
	大気汚染防止 規制指導費	9,916	13,775	△3,859	大気汚染防止法等施行費
	学校等公害防止 施設整備事業費	40,000	230,000	△190,000	大気汚染防止施設整備資金 貸付金
	一般廃棄物処理 施設整備費 補助金	453,716	555,100	△101,384	洗浄集じん装置設置費補助 金
	公害防止装置 設置事業債 利子補給金	261,224	224,980	36,244	洗浄集じん装置債利子補給 金
	公害防止装置 排出塩処分費 補助金	28,800	0	28,800	洗浄集じん装置排出塩処分 費
	悪臭防止法 施行費	1,228	1,650	△422	
	自動車排出ガス 対策費	10,066	14,368	△4,302	自動車排出ガス対策推進費 4,078千円 自動車排出ガス処理装置触 媒取替費 5,988千円
	舗装道新設費	539,400	1,142,000	△602,600	
	道路改良費	340,790	577,000	△236,210	
	交通安全施設等 整備費	1,079,462	1,644,581	△565,119	横断歩道橋の設置費 117,000千円 交通管制センターの拡充強 化費 367,702千円 地域制御化区域の拡大費 505,780千円 信号機の系統化事業費 88,980千円
	小計	2,771,258	4,421,866	△1,650,608	

区分	事業名	51年度	50年度	増減	摘要
水質汚濁対策	水質汚濁負荷量削減計画実施費	8,000	9,100	△1,100	水質汚濁物質削減計画策定費
	一般廃棄物処理施設整備費補助金	50,750	221,000	△170,250	し尿処理施設整備費補助金
	水質汚濁防止規制指導費	9,573	12,804	△3,231	水質汚濁防止法等施行費 7,961千円 瀬戸内海環境保全臨時措置法施行費 1,612千円
	漁業公害対策	106,334	219,114	△112,780	漁業公害対策資金貸付金 100,000千円 漁場保全対策費 5,284千円 漁港管理費 1,050千円
	下水道整備費	20,602,000	15,881,208	4,720,792	流域下水道費 19,175,000千円 公共下水道費 1,384,500千円 特定公共下水道費 42,500千円
	都市河川浄化事業費	244,000	188,000	56,000	
	船舶廃油処理場維持費	56,984	64,318	△7,334	
	港湾施設改修費	53,500	100,000	△46,500	
	公害取締対策費	714	1,020	△306	水質検査委託
	浄水場汚泥処理設備建設費(特別会計)	922,642	2,201,418	△1,278,776	水道事業会計 (村野・庭窪) 678,151千円 工業用水道事業会計 (大庭・三島・庭窪) 244,491千円
	府立学校汚水排水対策費	25,300	0	25,300	府立工業高等専門学校(汚水処理槽)
	小計	22,079,797	18,897,982	3,181,815	

区分	事業名	51年度	50年度	増減	摘要
騒音・振動対策	大阪国際空港周辺対策費	86,968	255,315	△168,347	共同利用施設建設費補助金 80,879千円 住宅等移転資金利子補給金 4,290千円 事務費 1,799千円
	大阪国際空港周辺整備機構助成費	343,626	2,697,919	△2,354,293	事業資金貸付金 295,600千円 代替地造成事業費補助金 4,900千円 民家防音工事費補助金 42,840千円 事務費 286千円
	学校等公害防止施設整備事業費	640,000	960,000	△320,000	航空機騒音防止施設整備資金貸付金 365,000千円 自動車騒音防止施設整備資金貸付金 95,000千円 府立高等学校騒音防止施設整備費 180,000千円
	舗装道改修費	391,600	1,068,000	△676,400	
	公営住宅騒音対策費	40,000	35,000	5,000	防音(2重窓)工事費
	騒音・振動規制指導費	1,822	2,411	△589	騒音・振動規制指導費
	小計	1,504,016	5,018,645	△3,514,629	
	地盤沈下対策	地盤沈下規制指導費	2,244	2,024	220
上水道地盤沈下対策費		269,120	299,099	△29,979	代替受水施設整備費補助金
都市河川地盤沈下対策費		330,000	100,000	230,000	

区分	事業名	51年度	50年度	増減	摘要
地盤沈下対策	地盤沈下対策事業費(特別会計)	2,279,366	1,914,338	365,028	第3次工業用水道事業費 830,805千円 第4次工業用水道事業費 698,561千円 第5次工業用水道建設事業費 750,000千円
	小計	2,880,730	2,315,461	565,269	
土壌汚染対策	農用地土壌汚染対策費	74,578	71,160	3,418	水質障害対策事業費 74,328千円 水質汚濁農業被害実態調査費 250千円
	小計	74,578	71,160	3,418	
廃棄物対策	一般廃棄物処理施設整備市町村補助金	20,000	72,000	△52,000	ごみ処理施設整備費補助金
	産業廃棄物広域処理対策事業費	2,102,814	3,063,626	△960,812	海面埋立処分施設(えん堤)整備費 2,100,000千円 事務費 2,814千円
	一般廃棄物処理指導監督費	8,922	10,238	△1,316	市町村指導監督費等
	産業廃棄物処理指導監督費	31,270	43,649	△12,379	事業者等指導監督費
	道路環境整備費	232,122	332,460	△100,338	
	公害取締対策費	403	576	△173	産業廃棄物検査委託料
	小計	2,395,531	3,522,549	△1,127,018	
新種公害対策	電波障害防止対策費	27,200	39,884	△12,684	テレビ受信障害に対する共同アンテナ設置費
	小計	27,200	39,884	△12,684	
調査・研究	放射線利用環境汚染研究費	14,610	20,523	△5,913	放射線利用による元素分析方法の研究
	公害基本対策費	19,606	26,474	△6,868	公害行政総合調整費

区分	事業名	51年度	50年度	増減	摘要
調 査 研 究	公害モニター 運営費	10,127	10,905	△778	公害モニター 327人
	公害紛争処理費	2,583	3,690	△1,107	公害審査会運営費
	公害防止計画 進行管理費	5,144	6,804	△1,660	公害防止計画等修正改定費
	公害現況等 調査費	10,589	13,945	△3,356	地域別硫酸化合物汚染状況 調査費 5,940千円 燃料使用量調査費 399千円 地域別降下ばいじん調査費 2,644千円 浮遊粉じん環境調査費 1,606千円
	光化学スモッグ 対策費	6,987	44,836	△37,849	総合調整費 2,248千円 被害発生時緊急調査費 792千円 発生源工場等実態調査費 2,899千円 光化学スモッグ人体影響調 査費 1,048千円
	自動車排出ガス 対策費	6,789	19,122	△12,333	道路汚染調査費
	水質汚濁負荷量 削減計画実施費	0	15,000	△15,000	
	騒音振動対策費	2,000	4,078	△2,078	自動車等騒音振動実態調査 費
	航空機公害 対策費	0	3,000	△3,000	
	大気水質調査 研究費	6,757	7,340	△583	大気調査研究費 2,573千円 水質調査研究費 2,534千円 大和川水質(底質)調査費 1,650千円
	地下水安全 採取量調査費	7,000	15,000	△8,000	ボーリング等調査費
	廃棄物処理 調査研究費	3,000	26,000	△23,000	一般廃棄物処理調査研究費

区分	事業名	51年度	50年度	増減	摘要
調査研究	環境科学センター (仮称)建設 事業費	0	64,030	△64,030	
	公害人体影響 調査費	14,485	17,519	△3,034	大気汚染人体影響調査費 4,316千円 大気汚染地区住民健康調査 費 6,390千円 生活環境汚染影響調査費 3,779千円
	P C B 対策 調査費	24,620	39,972	△15,352	P C B の汚染分布状況調査
	有害食品特別 対策費	14,717	22,642	△7,925	主要食品中の重金属残留農 薬等検査費
	公害衛生研究費	1,549	17,412	△15,863	公衆衛生研究所 公害衛生研究費
	公害保健調査 研究体制整備費	600	2,000	△1,400	
	窒素酸化物影響 調査費	0	3,211	△3,211	
	公害対策 指導研究費	7,623	9,900	△2,277	界面活性剤含有廃水の除去 に関する研究費 3,558千円 イオン表面処理(メッキ) 技術の実用化に関する研究 費 4,065千円
公害防止 技術研究費	35,532	41,692	△6,160	工場排気中の有機溶剤及び 悪臭成分の除去に関する研 究費 18,200千円 中小メッキ工業用クローズ ド・システムのためのユニッ トプロセスの開発研究費 15,232千円 節水型洗浄技術の研究費 1,450千円 繊維及び繊維製品による吸 音材、遮音材の開発研究費 650千円	

区分	事業名	51年度	50年度	増減	摘要
調 査 研 究	漁業公害研究費	13,456	116,799	△103,343	海洋公害調査費 8,802千円 漁場環境調査費 3,268千円 漁業公害対策試験費 800千円 汚水魚試験調査費 586千円
	農作物公害研究費	17,704	18,676	△972	農作物に対する公害試験研究費
	畜産公害研究費	25,775	11,206	14,569	家畜排泄物処理技術試験研究費 6,833千円 畜舎悪臭物質測定試験費 1,342千円 養豚環境保全対策試験費 17,600千円
	農業公害研究体制整備費	5,590	29,183	△23,593	実験室改修費等
	土地利用調査費	15,000	50,000	△35,000	
	総合都市交通体系調査費	78,000	24,000	54,000	
	学校公害実態調査費	5,796	3,166	2,630	環境検査器具購入費
	交通公害調査費	11,681	28,100	△16,419	交通量調査費
小計	367,320	716,225	△348,905		
監視・測定	公害防止条例委任事務費	70,037	65,756	4,281	市町村交付金等
	公害観測車等整備費補助金	14,040	47,200	△33,160	
	公害室堺分室運営費	28,703	35,852	△7,149	管理運営費等

区分	事業名	51年度	50年度	増減	摘要
監視測定	公害監視センター運営費	322,273	264,151	58,122	管理運営費 82,882千円 検査分析機器等整備費 25,400千円 大気汚染常時監視費 90,282千円 水質汚濁常時監視費 6,033千円 大気検査業務費 19,066千円 水質検査業務費 10,228千円 騒音振動検査業務費 10,382千円 電子計算機整備費 78,000千円
	大気汚染観測局整備費	26,500	113,206	△86,706	大気汚染総合観測局整備費等 移設1ヵ所
	公共用水域常時監視費	94,182	96,231	△2,049	河川海域水質常時監視費
	航空機騒音対策費	4,311	5,322	△1,011	航空機騒音常時監視費
	地盤沈下規制指導費	41,163	39,180	1,983	地盤沈下量測定費 12,663千円 水準点測量費 28,500千円
	苦情相談処理費	4,411	6,456	△2,045	大気・水質・特殊公害苦情相談処理費
	漁業公害監視費	1,800	2,550	△750	漁業公害調査指導事業
	公害取締対策費	3,861	5,365	△1,504	公害関係事犯採証機器整備費
	小計	611,281	681,269	△69,988	
公害保健対策	公害健康被害補償法施行費	6,393	2,561	3,832	公害病認定者死亡見舞金 6,000千円 施行事務費 393千円
	大阪国際空港周辺対策費	50	3,360	△3,310	鼻出血医療費補助金

区分	事業名	51年度	50年度	増減	摘要
公害保健対策	保健所公害業務費	2,627	3,752	△1,125	公害担当職員活動費 23保健所
	光化学スモッグ対策費	2,752	9,224	△6,472	学校環境緑化推進費 2,500千円 酸素吸入器等設置費 252千円
	小計	11,822	18,897	△7,075	
中小企業対策	中小企業公害防止資金特別融資促進費	3,082,063	3,182,518	△100,455	融資目標 24億5千万円 貸付利率 年 8.9% 貸付期間 7年 利子補給 小企業 7.9% 中企業 6.9%
	公害防止技術向上対策費	5,730	10,436	△4,706	公害防止技術者養成事業費 3,327千円 公害防止技術指導相談費 723千円 公害防止推進研究会助成費 1,000千円 公害防止巡回技術指導費 680千円
	(財)関西産業公害防止センター補助金	1,000	3,000	△2,000	分析技術開発研究費
	水銀等被害中小企業緊急融資利子補給金	3,100	5,130	△2,030	
	公害防止資金貸付金(特別会計)	350,760	965,360	△614,600	公害防止設備設置資金貸付金 高度化資金 75,760千円 設備近代化資金 275,000千円
	小計	3,442,653	4,166,444	△723,791	
関連等整備 關連都市施	工場適正分散化促進費	150,000	500,000	△350,000	工場移転跡地買上資金貸付金

区分	事業名	51年度	50年度	増減	摘要
関連都市施設等整備	花と緑の運動推進事業費	17,760	20,707	△2,947	花木等の植樹推進費 4,877千円 花と緑の運動推進啓発費 12,883千円
	公園緑地整備費	1,184,023	1,741,025	△557,002	都市公園整備費 1,064,473千円 緑化事業費 30,000千円 淀川河川敷公園整備費 89,550千円
	緑道整備事業費	106,500	318,000	△211,500	
	河川環境整備費	244,005	990,960	△746,955	
	港湾環境整備費	271,960	217,084	54,876	
	小計	1,974,248	3,787,776	△1,813,528	
	自然環境保護	府民の森整備費	283,946	772,740	△488,794
環境緑化推進費		206,588	311,143	△104,555	緑化樹養成
鳥獣保護事業費		15,581	20,400	△4,819	
栽培漁業推進費		10,557	11,022	△465	稚魚放流
内水面増殖費		4,459	6,372	△1,913	稚魚放流
府行造林事業費		80,505	121,502	△40,997	
特殊林地改良事業費		14,360	26,824	△12,464	
水源林造成事業費		32,820	32,650	170	
自然環境保全費		108,542	256,330	△147,788	
小計		757,358	1,558,983	△801,625	

区分	事業名	51年度	50年度	増減	摘要
民間企業団体実施事業	中小企業集団化事業貸付金	300,000	300,000	0	中小企業団地開発協会貸付金
	畜産経営環境保全施設整備費	35,207	70,415	△35,208	畜舎環境整備費補助金
	森林造成事業	17,846	32,253	△14,407	造林事業費補助金
	小計	353,053	402,668	△49,615	
合計	39,250,845	45,619,809	△6,368,964		